

## 全力定期

令和 8 年 2 月 16 日

1 商品名	全力定期
2 販売対象	個人または法人のお客様
3 取扱期間	令和 8 年 2 月 16 日（月）～令和 8 年 4 月 30 日（木） ※予定募集金額（300 億円）に達した場合は取扱を終了させていただくことがあります。
4 預入期間	1 年・3 年・5 年 個人の方・・1 年[単利型]、3 年[複利型]、5 年[複利型] 法人の方・・1 年[単利型]、3 年[単利型]、5 年[単利型] (自動継続扱いとさせていただきます。)
5 預入方法	
(1) 預入方法	一括預入
(2) 預入条件	新たな資金 10 万円以上お預け入れいただける方、または当組合の定期預金に新たな資金 10 万円以上増額していただける方
(3) 預金金額	10 万円以上上限なし
(4) 預入単位	1 円単位
6 払戻方法	満期日以降に一括して払い戻します。
7 利息	
(1) 適用金利	組合員の方 1 年、年 0.85%（税引後 個人・法人：0.677%） 3 年、年 1.15%（税引後 個人：0.929% 法人：0.916%） 5 年、年 1.30%（税引後 個人：1.066% 法人：1.035%） 組合員ではない方 1 年、年 0.65%（税引後 個人・法人：0.517%） 3 年、年 0.95%（税引後 個人：0.766% 法人：0.757%） 5 年、年 1.10%（税引後 個人：0.898% 法人：0.876%） ※適用金利は初回満期日までとし、自動継続以降は満期日におけるスーパー定期、スーパー定期 300 の店頭表示利率を適用します。 ※税引き後の年利回り表示は簡素化のため、小数点以下第四位切り捨てにて表示しておりますので、実際の年利回りとは異なる場合があります。
(2) 利払頻度	<複利型の場合（個人のみ）> 満期日以降に一括して支払います。 <単利型の場合（法人または個人）> 預入期間 2 年未満のものは満期日に一括して支払います。 預入期間 2 年以上のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応答日までの期間に到来する預入日の 1 年毎の応答日）以後および満期日以後に分割して支払います。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日から中

商品概要説明書

(3) 計算方法	<p>間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下切捨て）により計算します。</p> <p>※個人については1年のみ対応とします。</p> <p>[単利型] 付利単位を1円とした1年を365日の日割計算です。</p> <p>[複利型] 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で6か月毎の複利計算です。</p>
8 税金	<p>復興特別所得税が追加課税され、20.315%（2016年1月1日より法人のお客さまは15.315%）の源泉分離課税が適用されます。</p> <p>※ただし、マル優をご利用の場合は除きます。</p>
9 手数料	<p>手数料の定めはありません。</p>
10 付加できる特約事項	<p>マル優のお取扱いができます。</p>
11 中途解約時の取扱い	<p>満期日前に解約する場合は、預入日から中途解約日までの預入期間により、以下の中途解約利率（小数点第4位以下は切捨て、下記の計算による利率が解約日における普通預金利率を下回る場合は、普通預金利率とします。）により計算した利息とともに払戻します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6か月未満・・・普通預金利率</li> <li>・6か月以上1年未満・・・約定利率×20%</li> <li>・1年以上2年未満・・・約定利率×30%</li> <li>・2年以上3年未満・・・約定利率×40%</li> <li>・3年以上4年未満・・・約定利率×50%</li> <li>・4年以上5年未満・・・約定利率×60%</li> </ul>
12 その他参考となる事項	<p>預金保険制度の対象預金です。預金保険によって元本1,000万円とその利息が保護の対象となります。（当組合に複数の口座がある場合、それらの預金元本を合計して1,000万円とその利息が保護の対象となります。）</p>
13 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置</li> </ul> <p>ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または業務部にお申し出ください。【フリーダイヤル】0120-745-530</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情等対応手続については、別途リーフレットをご用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="https://www.hiroshima-kenshin.co.jp/">https://www.hiroshima-kenshin.co.jp/</a></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・紛争解決措置</li> </ul> <p>東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合業務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから前記弁護士会の仲裁センター等に直接お申</p>

## 商品概要説明書

	<p>し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客さまからの申立てについては、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続を進める方法もあります。</p> <p>①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。</p> <p>②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。</p> <p>※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</p> <p>【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】</p> <p>受付日：月曜日～金曜日（祝日および協会の休業日は除く）</p> <p>受付時間：午前9時～午後5時</p> <p>電話：03-3567-2456</p> <p>所在地：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5</p>
14 その他	総合口座（個人のみ）の取扱いは可能です。